

第3期阪南市地域福祉推進計画 及び同実施計画



平成29年3月
阪 南 市
社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会



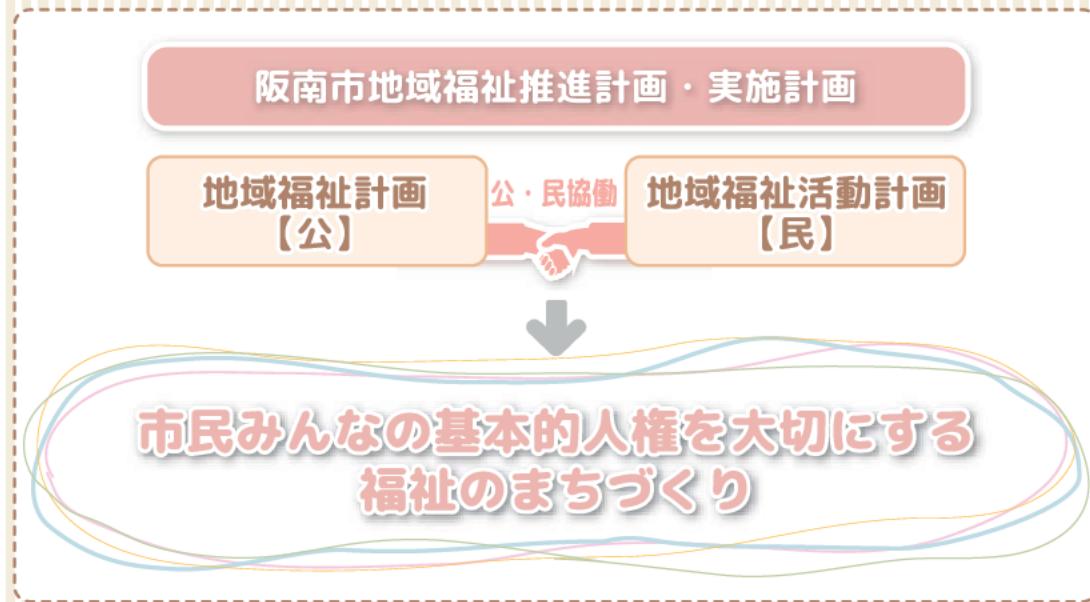
1 計画策定の趣旨

本市では、誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らしていくために、地域でのつながりを大切にし、互いに助け合いながら“共に生き、支え合う社会”の実現に向けた地域福祉を推進しています。

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化により、地域社会での地域住民の社会的なつながりが希薄化しているなか、住民、事業者及び行政による協働・役割分担により、このような地域福祉の推進に

具体的に取り組むため、地域福祉推進計画と地域福祉推進計画実施計画を策定しています。

なお、本計画は、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」をひとつにしたものであり、行政の施策計画分野と社会福祉協議会の活動計画分野を整理し、福祉の総合的な計画として、一体的に策定しています。



2 計画期間

第2期計画の計画期間が、平成28年度で終了することから、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とした、第3期計画を策定しました。

平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年		
推地 進域 計福 祉社																							

第1期 地域福祉推進計画

第2期 地域福祉推進計画

第3期 地域福祉推進計画



3 計画の体系図

第3期計画については、第1期計画から掲げている3つの基本理念を引き継ぎ、この基本理念のもと、ニーズ調査に基づく重点課題を設定し、施策展開を図ります。

基本理念

○市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり

○住民自治・市民参画による福祉のまちづくり

○「公民協働」による福祉のまちづくり

重点課題

(1) 生活困窮者自立支援体制の確立

(2) 住民主体の地域福祉活動の推進

(3) 障がいのある人もない人も共に暮らしあえるまちづくり

基本目標

基本目標1

“話し合いのススメ”

～様々な人が話し合う機会・場の充実～

基本目標2

“日常時も災害時にも安心なまち”

～要援護者を把握し共に助け合える体制づくり～

基本目標3

“つなぐ、つながる”

～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～

基本目標4

“みんなが担い手に”

～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～

基本目標5

“出会う・過ごす・活躍する”

～より身近な多機能型の居場所づくり～

基本目標6

“「他人事」から「私事」に”

～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～



4 3つの重点課題

1

生活困窮者自立支援体制の確立

重点事業

社会的孤立や就労・経済的な背景から生活困窮に陥る人の早期発見や自立支援、生活困窮者を生まない地域づくりなどに公民協働で取り組みます。

[公の取組] 生活困窮に陥る人の早期発見や自立支援

- C SW(地域の福祉相談員)の配置及び「いきいきネット相談支援センター」の推進
- 生活困窮及び生活保護相談
- 生活困窮者自立支援の推進

[民の取組] 生活困窮・支援を必要とする人の自立支援

- 生活困窮にある人への支援
- ひとりひとりの個性が輝く居場所づくりの充実

2

住民主体の地域福祉活動の推進

重点事業

介護保険制度改革をはじめとする福祉施策において、住民による福祉活動への期待が高まる中、単に公的制度の受け皿ではなく、これまでの地域福祉の蓄積を基盤に、住民の主体的な思いを尊重した地域福祉活動をさらに推進します。

[公民協働の取組] 地域における福祉活動の推進

- 小地域ネットワーク活動事業の推進
- くらしの安心ダイヤル事業
(災害時要援護者登録制度) の推進

[公の取組] 高齢者等への支援

- 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

[民の取組] 住民主体の地域福祉活動の推進

- 校区(地区)福祉委員会の拠点確保
- 地域包括ケアと地域福祉の一体的推進

3

障がいのある人もない人も共に暮らし合えるまちづくり

重点事業

障がいやその他の様々な状況により暮らしづらさを抱えた人に対し、地域全体でその障壁を取り除き、共に暮らし合えるまちづくりを進めていきます。

[公の取組] 福祉意識の向上

- 福祉出前授業や体験型講座などの実施
- 障がいを理由とする差別解消の推進

[民の取組] 共生のまちづくりの推進

- 『ふくしを文化に』プロジェクト
- 地域単位での地域課題・生活課題の学習活動及び共生社会実現への行動
- 障がいのある人が抱える「悩み」「喜び」にみんなが向き合えるまちづくり

5 計画の施策展開

基本目標1 “話し合いのススメ”～様々な人が話し合う機会・場の充実～

身近にできる助け合い活動など、地域でできることは地域で行い、よりよい地域づくりに参加していくことが重要です。

地域福祉を進めるためには、市民が主役となり、自分たちの地域に何が必要かを考え、公と民が力を合わせて行動する必要があります。

そのためには、すべての市民の声を漏らさず受け止め、ともに話し合う場を大切にした計画づくり、施策整備が重要です。また、各校区（地区）の活動内容、方法などを共有することも大切です。

【公民協働の取組】

- 計画の推進と進捗管理
- 公民協働による課題解決

【公の取組】

- 各計画の推進と進捗管理
- 公民協働の場づくり・意見交換
- 地域住民組織への支援

【民の取組】

- 生活課題の把握
- 公民協働と市民参画の推進
- 校区（地区）ふくしのまちづくりの推進
- 日常的な話し合いの場（機会）づくり

基本目標2 “日常時も災害時にも安心なまち”～要援護者を把握し共に助け合える体制づくり～

大規模災害発生時には、公的な援助（公助）には限界があるため、自分の身は自分で守る（自助）を基本に、地域での助け合い（共助・互助）や隣近所での助け合い（近助）によって、少しでも人的な被害を減らすことが重要です。

また、地域住民や地域の各関係団体、警察・消防等の関係機関との連携による見守り体制や日常から隣近所と声を掛け合える「向こう三軒両隣」といった顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

【公民協働の取組】

- 災害時要援護者の把握

【公の取組】

- 災害時要援護者の支援
- 災害時に備えた取組
- 防犯活動の推進

【民の取組】

- 災害に備える福祉活動
- 犯罪に強い地域づくり



基本目標3

“つなぐ、つながる”

～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～

市役所、地域の関係団体・機関、ボランティア・NPO・市民活動団体、福祉サービス事業者等の連携を深めることで、身近な生活範囲を基盤にしたネットワークづくりを推進していくことが重要です。

だれもが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりが必要となります。その担い手としてCSWがいますが、このCSWの認知度も低いことからも、市内の相談機関や組織の周知啓発を図り、問題を地域で解決できる仕組みづくりが必要であると考えます。

さらに、経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援など、地域や関係課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図っていくことが重要となります。

【公民協働の取組】

- 校区（地区）福祉活動の推進
- 地域の福祉相談の推進
- 権利擁護の促進

【公の取組】

- 地域での相談支援
- 高齢者等への支援
- 各種相談事業の実施
- 生活困窮者への支援
- 子ども・子育て支援
- 権利擁護の促進
- 情報提供体制の構築
- 自殺予防の推進

【民の取組】

- 地域福祉推進の仕組みづくり
- 地域包括ケアの推進
- 制度の狭間など支援が必要な人を支えるネットワークづくり

基本目標4

“みんなが担い手に”～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～

地域活動を行っていくためには、今ある活動団体に対する支援を行っていくとともに、地域内における新たな担い手の発掘と育成が重要となります。

地域には、何らかのきっかけがあれば、地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も多いことから、様々なきっかけづくりを行い、新たな担い手を育成していくことが重要となります。

【公民協働の取組】

- 買い物支援の推進
- 新たな担い手づくり

【公の取組】

- 担い手の養成
- 担い手づくり
- 当事者団体への支援
- 移動支援の促進

【民の取組】

- ボランティア・市民活動センターの強化
- ボランティア・市民活動の担い手づくり
- 多様な担い手の拡充



基本目標5 "出会う・過ごす・活躍する" ~より身近な多機能型の居場所づくり~

地域福祉を進めていく上で、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎になることからも、あいさつや声かけなどからはじめ、交流を通じた地域の関係づくりを進めて行くことが重要です。

地域においては、各種団体が連携を図り、世代間交流など、さまざまな活動が行われており、地域活動への関心は高まっていますが、近所づきあいの希薄化などにより地域のコミュニケーションの取り方がうまくいっていないという声も上がっており、人ととのつながりが持てるコミュニケーションの機会・場づくりが重要です。

【公民協働の取組】

- 身近な居場所づくり

【公の取組】

- 地域福祉活動の拠点づくり
- 子どもの居場所づくり
- 福祉サービス事業者との連携促進

【民の取組】

- 地域福祉活動の拠点づくり
- より身近な生活範囲での居場所づくり
(サロン活動)



基本目標6 「他人事」から「私事」に ~『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり~

地域コミュニティが希薄化し、福祉課題が複雑多様化する中で、地域福祉活動を推進するためには、お互いを尊重し合える福祉観や人権意識の向上が欠かせません。

今後、さらなる地域福祉活動を継続的に推進していくために、公民協働の理念を大切にし、持続可能な基盤整備を進めることが重要です。



【公民協働の取組】

- (仮称) 地域福祉条例の制定
- 地域福祉推進計画の周知啓発

【公の取組】

- 活動の周知啓発
- 人権意識の高揚
- 福祉教育の推進
- 障がい者理解の促進、差別解消の推進

【民の取組】

- 福祉文化の創造
- 共生の意識を育む福祉教育の推進
- 財源の確保
- 社会福祉協議会の基盤強化



6 協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉コミュ

ニティを形成するため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、CSW、自治会、校区（地区）福祉委員会、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協議会と行政など地域に関わるもの役割や協働が明確化され、実効性を高めることにより、本計画の推進を図ります。

～阪南市では『校区（地区）ふくしのまちづくり』を進めています！～

阪南市では、第3期阪南市地域福祉推進計画に基づき、12の校区（地区）福祉委員会が中心となって、地域住民などとともに、どうすれば住みよいまちになるか、「福祉のまちづくり」はどうすれば実現できるのか、話し合いを進め、「校区（地区）ふくしのまちづくり計画」を策定しました。この計画には、それぞれの地域性や活動者の想いがたくさんつまっています。

＜「校区（地区）ふくしのまちづくり計画」とは＞

- 校区（地区）ふくしのまちづくり計画は、第3期阪南市地域福祉推進計画の内部計画として、平成29年4月～平成34年3月を計画期間とし、各地域の進む方向性を示す指針です。
- できるだけ身近な地域での課題や方向性を話し合い共有できるよう、地域福祉活動推進の圏域*であるおおむね小学校区ごとに策定しています。
- 話し合いは、福祉委員、ボランティア、自治会等の各種団体代表、福祉作業所、地域包括支援センター、NPO・市民活動団体などのメンバーで進められました。
- 策定段階で話し合われた課題は住民懇談会や計画作業委員会を通して、計画本編にも盛り込まれています。

*地域福祉活動推進の圏域 <おおむね小学校区>

東鳥取 上荘 朝日 波太 山中渓 尾崎
福島 西鳥取 舞 下荘 箱作 桃の木台



第3期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画【概要版】

編集・発行：阪南市 福祉部 市民福祉課

〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1

TEL 072-471-5678（代表）

阪南市社会福祉協議会 事務局

〒599-0201 阪南市尾崎町1丁目18番15号

TEL 072-472-3333

※計画本編は阪南市ホームページ

(<http://www.city.hannan.lg.jp/>)

にてご覧いただけます。